

## 第4次 岩美町行政改革大綱

### 1. 目的

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、持続可能な行政運営が求められています。

そこで、地方財政の厳しさを再認識し、健全な財政運営を推進するとともに、職員の意識・行動の改革を進め、効率的・効果的な行政運営を実現することで質の高い行政サービスの提供を図ります。

また、町民との協働を推進することで効率的かつ活力ある行政システムの構築と運営体制の確立を目指します。

### 2. 重点項目

#### (1) 効率的・効果的な行財政運営

- ①財政運営の健全化
- ②企業会計、特別会計の健全な運営
- ③職員の意識改革と能力向上
- ④事務事業の定期的な見直し

#### (2) 町民との協働による行政システムの構築

- ①各種計画等の策定に係る住民参画
- ②地域の諸課題を協働で解決する仕組みづくり

### 3. 推進期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

### 4. 実施計画

行政改革を計画的かつ具体的に推進するため、各課において各重点項目における具体的な取組内容等を示した「行政改革実施計画」を策定する。

### 5. 推進体制

行政改革を確実に推進するため、計画策定 (Plan)・実施 (Do)・検証 (Check)・見直し (Action)により進捗管理を行う。

また、実効性のある行政改革の推進には町民の理解と協力のもとに全庁的な取組が必要であり、庁内組織として「行政改革推進本部」を設置するとともに、取組を客観的に審議・助言を行う外部組織として「岩美町行政改革推進委員会」を設置する。

#### (1) 行政改革推進本部

副町長を本部長、総務課長を副本部長とし、本部員を課長級職員で構成。行政改革大綱及び行政改革実施計画の策定、全庁的な総合調整及び各計画の進行管理を行う。

#### (2) 行政改革推進委員会

町長が委嘱する町民12名以内で構成し、行政改革について協議し、助言を行う。

### 6. 情報公開

行政改革の取組や進捗状況についてホームページ等で公開する。